

IFRS News

Quarter 3 2015

26

vol.

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが国際財務報告基準(IFRS)に関するさまざまなニュースを四半期毎にお送りします。話題のテーマや動向についての最新情報、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解や意見をお届けします。

2015年3回目となる本号ではまず初めに、国際会計基準審議会(IASB)の中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)に係る最初の包括的な見直しの完了後に、本基準に対して行われた修正に注目します。そして、IFRS第15号の適用を延期する計画を含むIASBで進行中の項目、グラントソントンにおけるIFRS関連ニュースやさまざまな財務報告関連動向について説明します。

本号の末尾では、まだ強制適用されていない最新の諸基準の適用開始日及び現在コメントを募集中のIASBの公表物一覧を紹介합니다。



目次

IFRS for SMEsの修正	3
IASBはIFRS第15号の発効日の延期について協議	6
IASBは概念フレームワークの変更を目指す	7
IASBはIAS第19号及びIFRIC第14号の変更を提案	10
グラントソントンがIAS第1号の修正案にコメントレターを提出	11
グラントソントンのパートナーがベネズエラのイベントで講演を行う	11
IFRSトレーニング	11
オマーンのマネージング・パートナーがACCAメンバーに向けてIFRSの変更についてのプレゼンテーションを行う	12
GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目	12
その他のトピック-概要	13
新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日	15
コメント募集	17

IFRS for SMEsの修正

IASBは、中小企業向け国際財務報告基準(IFRS for SMEs)の最初の包括的な見直しの完了後に、本基準の修正を公表した。

IFRS for SMEsは自己完結型の基準であり、非公開企業のニーズに合わせて、完全版IFRSを簡素化したものです。その公表時、IASBは本基準を数年間使用した後に見直しを行うことを想定していました。

公表された本修正は、2009年に本基準が公表されてから3年後の2012年に開始された最初の包括的な見直しの結果です。本見直しの目的は、識別された適用上の論点又は完全版IFRSに対して行われた変更に関してIFRS for SMEsを修正する必要があるかどうかを検討することにあります。

IASBは、広く関係者と協議した結果、IFRS for SMEsは実務上うまく機能していると結論づけました。このことに加えて、IFRS for SMEsはまだ比較的新しいということもあり、大きな変更が必要なのはほんのわずかであるとの結論を下しました。合計56の修正(詳細については表をご覧ください)が行われましたが、これらのほとんどは本基準のほんの数パラグラフ、多くの場合は、ほんの数語にのみ関係しています。結果として、私どもは、修正の大半は財務報告実務又は財務諸表に大きな影響を与えることはないだろうと考えています。

しかし、本修正には、より重大な影響が出る3つの変更が含まれています。それらの変更を以下で示します。

有形固定資産の測定

本修正では、IFRS for SMEsに基づいて報告する企業が、有形固定資産を取得原価で測定するか、又は「再評価モデル」を使用して公正価値で測定するかを選択を認めています(本基準ではこれまで原価モデルのみを認めていました)。こうした変更により、IFRS for SMEsを使用する企業は現在、完全版IFRSに基づいて報告する企業がIAS第16号「有形固定資産」のもとで有するのと同じ選択肢を利用できるようになっています。

繰延税金資産及び負債の認識及び測定

IFRS for SMEsの当初の第29章「法人所得税」は、IAS第12号「法人所得税」の修正が予定されていた2009年の公開草案に基づいて作成されました。しかし、IASBは本公開草案の最終基準化を行いませんでした。そのため、本修正は、繰延税金に関する会計処理の要求事項をIAS第12号と整合させています。つまり、IFRS for SMEsを適用する企業と完全版IFRSに基づき報告する企業は、繰延税金資産及び負債の認識時期、及びそれらの測定額を決定する際に同じ基本原則に従うことになります。

鉱物資源の探査及び評価

これらの修正では、完全版IFRSに基づいて報告する企業のみにも認められていた追加的な柔軟性をIFRS for SMEsに基づいて報告する企業にも与えています。本修正は、探査及び評価(E&E)資産の認識及び測定に関する主要な要求事項をIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」と整合させています。企業は今後、どの支出をE&E資産に含めるかについての会計方針を選択することができ、E&E資産が減損しているかどうかを識別する際により有利なガイダンスを使用することになります。

発効日及び経過措置

本修正は、次の事項を例外として、遡及適用しなければなりません:

- ・ 企業が有形固定資産の各種類に再評価モデルを適用することを選択する場合には、関連した要求事項を期首から将来に向かって適用しなければならない。
- ・ 企業は、改訂された法人所得税に関する要求事項を期首から将来に向かって適用することが認められる。
- ・ 企業結合に関して、企業は「移行日」に関する明確化された用語を期首から将来に向かって適用しなければならない。

本基準の新しいバージョンは、2017年1月1日以後開始する会計期間から適用されます。早期適用は、すべての変更を同時に適用する場合に認められます。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

私どもは、議論を引き起こすことのないこれらの修正を歓迎します。IASB自身が指摘したように、最も重要な修正は繰延税金の会計処理に関するものです。IFRS for SMEsの要求事項をIAS第12号「法人所得税」の要求事項と整合させることについて同意します。改訂された要求事項は簡素化されており、連結財務諸表において完全版IFRS、そして個々の財務諸表においてIFRS for SMEsを適用するグループ内で特に役立つと思われます。

下表はIFRS for SMEsの各章の修正についての概要を説明しています:

章	修正の説明
1. 中小企業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的説明責任の要件を明確化する。 ・ 親会社の個別財務諸表におけるIFRS for SMEsの使用を明確化するガイダンスを追加する。
2. 概念及び全般的な原則	<ul style="list-style-type: none"> ・ 過大なコスト又努力の免除を明確化するガイダンスを追加する。
4. 財政状態計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 減価償却累計額及び減損損失累計額控除後の取得原価で測定される投資不動産を財政状態計算書の本体に区分して表示する要求事項を追加する。 ・ 期首と期末の発行済株式数の調整に関する比較情報の開示要求に対する救済措置を設ける。
5. 包括利益計算書及び損益計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非継続事業の表示を明確化する。 ・ その他の包括利益項目のグルーピングに関する要求事項を含める。
6. 持分変動計算書並びに損益及び剰余金計算書	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持分変動計算書に表示する情報を明確化する。
9. 連結及び個別財務諸表	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下の項目を明確化するガイダンスを提供する: <ul style="list-style-type: none"> - 子会社の処分 - 異なる報告日を有しているグループ企業 - 在外子会社に関連した為替差額累計額 ・ 子会社、関連会社及び共同支配企業の会計処理を行う際に個別財務諸表において持分法を使用する会計方針の選択肢を追加する。 ・ 「結合財務諸表」の定義を修正する。
11. 基礎的金融商品	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のようにいくつかの事項の明確化を行う: <ul style="list-style-type: none"> - 第11章の範囲と他の章との相互作用 - 単純な借入契約への基礎的金融商品の要件の適用 - 契約が金融取引を構成する場合についてのガイダンス - 公正価値の最善の見積りが拘束力のある売却契約である場合を含む本章における公正価値測定に関するガイダンス ・ 資本性金融商品に対する投資を公正価値で測定する要求事項に対する過大なコスト又は努力の免除規定を追加する。
12. その他の金融商品に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本章の範囲を本基準の他の章とともに明確化する。 ・ ヘッジ会計に関する要求事項を明確化する。
17. 有形固定資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のように、有形固定資産の再評価モデルを使用する会計方針の選択肢を追加する。 ・ 有形固定資産の一部を取り替えた場合についての会計処理上の要求事項を簡素化する。 ・ 交換部品、予備器具及び保守用器具の有形固定資産又は棚卸資産としての分類について、文言をIAS第16号「有形固定資産」と整合させる。

IFRS for SMEsの各章の修正についての概要(続き)

章	修正の説明
18. のれん以外の無形資産	<ul style="list-style-type: none"> ・ のれんの耐用年数が信頼性をもって確定できない場合の会計処理についての要求事項を修正する。以前、このような場合には、耐用年数は10年と推定されていたが、現在は、耐用年数は経営者の最善の見積りを使用して決定される(ただし、10年を超えてはならない)。
19. 企業結合及びのれん	<ul style="list-style-type: none"> ・ いくつかの軽微な修正を行い、ガイダンス及び用語を明確化する。 ・ 企業結合において無形資産を個別に認識する要求事項に対する過大なコスト又は努力の免除規定を追加する。
20. リース	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本章の範囲及びリースの構成要素についてさらに明確化する。
22. 負債と資本	<ul style="list-style-type: none"> ・ 金融商品の資本か負債かの分類を明確化するガイダンスを追加する。 ・ 企業結合の一部として発行された資本性金融商品の当初測定に関する要求事項に対する免除規定を追加する。 ・ 主要でないガイダンスについて、本章をIFRIC第19号「資本性金融商品による金融負債の消滅」及びIAS第32号「金融商品:表示」と整合させる。 ・ 非現金で分配する負債(liability to pay a non-cash dividend)を分配する資産の公正価値で測定することに関して、過大なコストや努力の免除規定を追加する。 ・ 複合金融商品の負債部分の会計処理方法を修正する。 ・ 分配の前後において最終的に同一の集団に支配される非現金資産の分配に関する要求事項に対する免除規定を追加する。
26. 株式に基づく報酬	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本章の範囲をIFRS第2号「株式に基づく報酬」と整合させる。 ・ いくつかの軽微な明確化を追加する。
27. 資産の減損	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本章を工事契約から生じる資産に適用しないことを明確化する。
28. 従業員給付	<ul style="list-style-type: none"> ・ その他の長期従業員給付に関する会計処理の要求事項を明確化する。 ・ 解雇給付の会計方針に関する開示要求を削除する。
29. 法人所得税	<ul style="list-style-type: none"> ・ 繰延税金の認識及び測定に関する主要な原則をIAS第12号「法人所得税」と整合させる。 ・ 法人所得税資産と負債の相殺に関する要求事項に対する過大なコスト又は努力の免除規定を追加する。
30. 外貨換算	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本章における金融商品に関する範囲の要求事項を明確化する。
33. 関連当事者についての開示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関連当事者の定義をIAS第24号「関連当事者についての開示」と整合させる。
34. 特別な活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一部の生物資産の情報に関する比較情報の開示についての救済措置を設ける。 ・ 探査及び評価資産の認識及び測定に関する要求事項をIFRS第6号「鉱物資源の探査及び評価」と整合させる。
35. 移行	<ul style="list-style-type: none"> ・ 以下のように、初度適用企業に対して新たな3つの選択肢を追加する: <ul style="list-style-type: none"> - 本章を再度使用することを認める。 - 特定事象を契機とする公正価値測定を「みなし原価」として使用することを認める。 - 料金規制の対象となる営業活動に使用した有形固定資産又は無形資産の従前の会計原則による帳簿価額を使用することを認める。 ・ 移行日時時点で存在する政府借入金について、IFRS for SMEsの要求事項を遡及適用する必要がないとする例外を追加する。 ・ 以下のガイダンスを追加する。 <ul style="list-style-type: none"> - 激しい超インフレから抜け出した企業で、IFRS for SMEsを初めて適用している場合には、移行日現在の公正価値をみなし原価として使用する選択肢を与える。 - 初度適用時における財務情報の修正再表示に対する免除規定で使用される文言を簡素化する。

IFRSチームは、これらの修正の詳細及び本基準全般を取り上げたIFRSニュース特別号を近々公表する予定です。

IASBはIFRS第15号の 発効日の延期について協議

米国会計基準版の収益に関するグローバルな新基準の発効日を1年間延期するという米国財務会計基準審議会(FASB)の暫定決定に続いて、IASBは類似の提案を公表した。

IASBの公開草案「IFRS第15号の発効日」(IFRS第15号の修正案)では、企業がIFRS第15号の適用を要求されるのは、2017年1月1日以後開始する年次報告期間ではなく、2018年1月1日以後開始する年次報告期間についてとなります(IFRS第15号の早期適用は引き続き認められます)。

IASBは、共同の移行リソース・グループが提起したIFRS第15号の諸側面を明確化するために、2015年の後半に本基準の追加の限定的範囲の修正を提案すると思われます。その中には、ライセンスに関するガイダンスの明確化や、履行義務の識別に関するガイダンスを例示する設例の追加などが含まれます。また、IASBは、本人なのか代理人なのかの検討に関するガイダンスの考え得る明確化についても議論する予定です。

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドの見解

全体としては、私どもは提案されたIFRS第15号の延期を支持しています。大半の企業は当初の発効日までに本基準を適用できるものの、企業によっては、さまざまな理由で期限に間に合わせるために相当な課題に直面するであろうと考えています。

例えば、IFRS第15号は、ほとんどの重要な新基準と比べて、会計機能以外の事項(例えば、補償(compensation)、契約(contracting)、取締役会の方針及びシステムなど)により大きな影響をもたらすとみられます。移行準備に熱心に取り組んだ企業であっても、より多くの時間が与えられることによってある程度の恩恵を受けられるでしょう。したがって、1年間延期されたことで、すべての企業において移行が成功する可能性が高まると考えています。

IASBは概念フレームワークの変更を目指す

IASBは、財務報告に関する概念フレームワーク(「概念フレームワーク」)の改訂についての提案を示す公開草案を公表した。

本「概念フレームワーク」は、一般目的財務報告の目的及び概念を記述しています。これは次の事項を行う助けとなる実務上のツールです:

- ・ IASBが首尾一貫した概念に基づいた基準を開発する。
- ・ 特定の取引又は事象に当てはまる基準がない場合、又は基準が会計方針の選択を認めている場合に、作成者が首尾一貫した会計方針を策定する。
- ・ 他の人々が基準を理解し解釈する。

現行の「概念フレームワーク」は、明確性の欠如、いくつかの重要な概念を取り扱っていないこと及びIASBの現在の考えを反映していないことなど、さまざまな理由で批判されていました。IASBと米国財務会計基準審議会(FASB)は以前、「概念フレームワーク」の改訂を目指し、10年余りにプロジェクトを開始しました。このプロジェクトによりいくつかの限定的修正が行われましたが、本プロジェクトはその後、廃止されました。IASBは2013年に新たなプロジェクトを開始し、本フレームワーク・プロジェクトのすべての側面を取り上げたディスカッション・ペーパーを公表しました。これは、現在、公開草案ED 2015/3「財務報告に関する概念フレームワーク」の公表につながっています。

本公開草案では、以下の事項を行うことによって、現行の「概念フレームワーク」の不備のいくつかに対処しようとしています:

- ・ 現行の「概念フレームワーク」では扱っていないか又は十分な詳細を扱っていない以下の領域を扱う:
 - 測定
 - 財務業績(その他の包括利益の使用を含む)
 - 表示及び開示
 - 認識の中止
 - 報告企業

- ・ 現行の「概念フレームワーク」のいくつかの側面を明確化する。例えば、以下の事項を行っている:

- 財務報告の目的を満たすために必要とされる情報には、企業の資源に係る経営者の受託責任の評価を助けるために使用できる情報が含まれることを明確化している。
 - 財務報告における慎重性及び実質優先の役割を説明している。
 - 測定の不確実性のレベルが高いと、財務情報の目的適合性を低下させる可能性があることを明確化している。
 - 例えば、認識及び測定に関する重要な決定が、財務業績及び財政状態の両方に関してもたらされる情報の性質の考慮によって導かれることを明確化している。
 - 資産及び負債のより明確な定義、及びそれらの定義を補強するより広範なガイダンスを提供している。
- ・ 現行の「概念フレームワーク」の中で時代遅れになっている部分を見直している。例えば、資産及び負債の定義における蓋然性の役割を明確化している。

本公開草案は8つの章で構成されています。これらの章に含まれている主要な提案を表に示しています。主要な公開草案には、IASBの諸基準における「概念フレームワーク」への参照についての提案を含む別個の公開草案が含まれています。

提案された資産及び負債の定義



章	表題	主要ポイント
1.	一般目的財務報告の目的	<p>本章は、IASBのFASBとの共同プロジェクトの一環として2010年に公表されたに過ぎないため、限定的修正が提案されている。</p> <p>主要な変更は、「受託責任」という用語の導入が提案されたことである。この提案は、企業の資源に係る経営者の受託責任を評価するために必要とされる情報を提供することの重要性を強調することを意図している。</p>
2.	有用な財務情報の質的特性	<p>本章も、過去のFASBとの共同プロジェクトの一環として開発されたものであるため、やはり限定的修正が提案されている。</p> <p>主要な変更は、「慎重性」という用語の導入が提案されたことである。IASBは以前、慎重性の特性が財務諸表における中立性の特性と整合していないと考え、そのため、本用語を「概念フレームワーク」から削除した。しかし、コメント提出者からのフィードバックを受け、IASBは本用語を復活させることを決定した。本公開草案では、不確実性の状況下で判断を行う際の警戒心として慎重性を説明しており、慎重性が中立性の達成のために重要であるとしている。</p> <p>また、本公開草案では、忠実な表現は、単に経済的現象の法的形式を表現するのではなく、経済的現象の実質を表現するものであることを明示的に記載することについても提案している。</p>
3.	財務諸表と報告企業	<p>本章では、報告企業を、一般目的財務諸表の表示を選択するか又は要求される企業として定義している。報告企業は必ずしも法的な企業ではなく、企業のほんの一部分であったり、又は複数の企業であったりすることもある。</p> <p>本章では、報告企業の境界について検討しており、ある企業が他の企業に対する支配を有している場合には、報告企業の境界は、直接支配のみ(非連結財務諸表につながる)又は直接及び間接の支配(連結財務諸表につながる)のいずれかによって決定できると述べている。</p>
4.	財務諸表の構成要素	<p>IASBは、より明確に説明するために資産及び負債の定義の修正を提案している:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産とは経済的資源であり、負債とは現在の義務である。 ・ 資産又は負債の定義を満たすためには、資産が生み出す経済的便益の流入(又は負債が生み出す経済的便益の流出)が確実である必要はない。 <p>収益及び費用の定義は、資産及び負債の定義との整合性を維持するために更新を行う。</p> <p>以上のように、IASBは、「資源の予想される流入又は流出」という考え方を維持しないことを決定した。これは、「予想される」という用語の解釈が異なることに対する懸念を反映している。</p>
5.	認識及び認識の中止	<p>諸基準における蓋然性規準の適用に首尾一貫性が欠如していることが懸念されたため、現行の認識規準に対して変更が提案されている。したがって、本公開草案では、有用な財務情報の質的特性に基づいた認識規準を提案している。この提案では、企業が、資産及び負債を認識するのは、そうした認識が財務諸表利用者以下に以下の事項を提供する場合である。</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 当該資産又は負債に関する目的適合性のある情報 b) 当該資産又は負債及び結果として生じる収益と費用の忠実な表現 c) 当該情報の提供のコストを上回る便益をもたらす情報 <p>以下のいずれかに該当する場合には、上記の認識要件を必ずしも満たさない場合がある:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 資産又は負債が存在しているかどうか不確実である。 ・ 資産(負債)が生み出す将来における経済的便益の流入(流出)の蓋然性が低いものでしかない。 ・ 測定の不確実性のレベルが非常に高いため、もたらされる情報に目的適合性がほとんどない。 <p>本公開草案では、認識の中止に関するガイダンスを提供することによって、現行の「概念フレームワーク」における空白を埋めることを提案している。また、認識の中止についての原則は、以下の事項を忠実に表現することを目指すよう提案している:</p> <ol style="list-style-type: none"> a) 認識の中止の原因となった取引又は他の事象の後に保持した資産及び負債 b) 当該取引又は他の事象の結果としての企業の資産及び負債の変動 <p>本公開草案における検討では、上記の2つの目的が互いに矛盾する場合のより難解な認識の中止に関する決定に焦点を当てている。</p>

財務報告に関する概念フレームワーク案(続き)

章	表題	主要ポイント
6.	測定	<p>本章では、さまざまな測定基礎(歴史的原価及び現在価値)、それらが提供する情報及びそれらの長所と短所、そして測定基礎を選択する際に考慮すべき要因を検討している。</p> <p>IASBの総括的な結論は、複数の測定基礎を使用する方が単一の測定基礎の使用よりも適切であるというものである。</p>
7.	表示及び開示	<p>本章には、表示及び開示に関するハイレベルの概念が含まれている。検討されている具体的な目的及び原則には以下の事項が含まれる:</p> <ul style="list-style-type: none">・ 目的適合性のある情報を提供するように、企業に柔軟性を与えることと、企業間及び報告期間をまたがる比較可能性との間で適切なバランスを確保する。・ 財務諸表の異なる箇所における情報の重複を避ける。・ 開示を企業固有のものにする。 <p>IASBは、開示に関する取組みの一部としてこれらの概念をさらに開発する。</p> <p>また、収益及び費用を純損益又はその他の包括利益(OCI)に表示するかどうかについての概念に関するガイダンスの提供を本公開草案において(初めて)提案している。以下の場合において提案がされている:</p> <ul style="list-style-type: none">・ 収益及び費用は純損益に含まれるという反証可能な推定がある。・ それによって、純損益の目的適合性が高まる場合及びそれらが現在価値に再測定される資産又は負債に関するものである場合に限り、収益及び費用をOCIに含める。・ ある期間においてOCIに含めた収益及び費用は、その後純損益に含める(リサイクリング)という反証可能な推定がある。
8.	資本及び資本維持の概念	<p>本章における提案は、現行の「概念フレームワーク」から引き継いだもので、用語の整合性を確保するために軽微な変更を加えている。</p>

IASBはIAS第19号及びIFRIC第14号の変更を提案

IASBはIAS第19号「従業員給付」及びIFRIC第14号「確定給付資産の上限、最低積立要件及びそれらの相互関係」に関する提案を含む公開草案を公表した。これらの提案は当初、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)に別個に提出された。しかし、両提案は共にIAS第19号に関連しており、同時に回答しやすいであろうことから、IASBはそれらを単一の公開草案で提示した。

IAS第19号の修正案

最初の修正案は、ある期間中に確定給付制度が改訂、縮小又は清算された場合の会計処理を扱っています。本公開草案は、確定給付負債(又は必要に応じて資産)の純額を制度改訂、縮小又は清算のうちのいずれかの取引の結果として再測定する際に以下の事項を行うことを提案しています:

- ・ 再測定後の当期に係る当期勤務費用及び利息純額は、再測定に用いた仮定を使用して算定される。
- ・ 企業は、残りの期間に係る利息純額を、再測定後の確定給付負債(資産)の純額に基づいて算定する。

また、本公開草案では、制度改訂、縮小又は清算の前の当報告期間における当期勤務費用及び利息純額は、過去勤務費用や清算損益の影響は受けず、また、それらに含めないことを提案しています。

IFRIC第14号の修正案

IFRIC第14号の修正案では、他の者が制度加入者への給付を増大させたり制度を解散したりするパワーが報告企業にとっての返還の利用可能性に影響を与えるかどうかを検討しています。

本公開草案は、企業が将来の返還に基づいて資産として認識する積立超過の金額には、他の者(例えば、制度受託者)が企業の同意なしに他の目的で(例えば、制度加入者への給付を増大させるために)使用できる金額を含めないことを提案しています。さらに、企業は、他の者が企業の同意なしに制度を解散できる場合には、制度の段階的な清算を資産の認識の正当化として仮定しないことについても提案しています。

また、IASBは、資産上限額と過去勤務費用又は清算損益との相互関係を扱うことも提案しています。本提案により、制度改訂、縮小又は清算が生じた場合には、過去勤務費用又は清算損益は、測定して純損益に認識する(資産上限額の影響は除く)ことが明確化されます。資産上限額の影響の変動は、更新後の積立超過に基づく資産上限額の影響の結果として、その他の包括利益に認識します。

承認された場合、本修正は遡及適用されます。ただし、IAS第19号の範囲に含まれない資産(例えば、従業員給付費用が棚卸資産に含められた場合)の帳簿価額の修正についての免除規定が設けられることとなります。

グラントソントンはIAS第1号の修正案に コメントレターを提出

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IASBの公開草案ED/2015/1「負債の分類-IAS第1号の修正案」に対するコメントレターを提出した。

本公開草案は、負債を流動又は非流動のいずれに分類すべきかに関するIAS第1号のガイダンスを以下の事項を行うことによって明確化することを提案しています：

- ・ 分類は報告期間の末日現在の企業の権利に基づくことを明確化する。
- ・ 負債の決済と企業からの資源の流出との間の関連付けを明確化する。

コメントレターの中で、私どもは、本公開草案の公表におけるIASBの目的及び報告期間の末日現在で存在している権利だけが負債の分類に影響を与えるべきであるという指針を支持しています。本修正案によって全体の明確性がさらに高まると考えていますが、ガイダンスを改善するいくつかの領域を指摘し、実務において生じた課題の一部に対処するために追加的な設例を示すことを提案しています。とはいえ、最終的に、負債の分類は、いずれより包括的なレビューを行うことによって便益を得るであろうテーマであると考えています。

グラントソントンのパートナーが ベネズエラでイベントで講演を行う

グラントソントン・ベネズエラのパートナーであるEric Sierra Salgadoは、完全版IFRSに基づく税金の会計処理とIFRS for SMEs(この領域における最近の動向については巻頭の記事をご覧ください)に基づく会計処理との相違について先日講演を行いました。本イベントは、ミランダ勅許会計士協会と協力して開催されました。



IFRSトレーニング

グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームは、IFRSの支持者及びテクニカル・スタッフに向けた、世界各国のグラントソントン事務所のための2015年のグローバルなIFRSトレーニングの更新情報の提供を開始しました。2015年のプログラムでは以下の項目を取り上げています：

- ・ IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」
- ・ 最新版のIFRS第9号「金融商品」
- ・ その他の最近の動向及びいくつかの確立した基準の新たな適用上の問題

こうしたIFRSの最新情報へのグローバルなアプローチは、世界各国で行われるトレーニングの首尾一貫性を確保する助けとなります。

オマーンのマネージング・パートナーが ACCAメンバーに向けてIFRSの 変更についてのプレゼンテーションを行う

グラントソントンのオマーンのメンバーファームであるグラントソントン・Abu Timamは先日、IFRS適用における課題に関するイベントをACCAと共同で開催した。

グラントソントンAbu Timamのマネージング・パートナーであるNasser Al Mughairyは、IFRSの最近の変更についてのプレゼンテーションをACCAメンバーに向けて行いました。本プレゼンテーションでは特に、IFRS第10号「連結財務諸表」及びIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」に焦点が当てられました。

オマーンの主要企業から50名以上が出席しました。このことは、本イベントの人気の高かったことを示しており、ACCAメンバーがオマーンの継続的な経済成長に貢献する上で役立つ専門知識を得るためのまたとない機会となりました。



GTIのIFRSインタープリテーション・グループに注目

グラントソントンのIFRSインタープリテーション・グループ (IIG) は、米国、カナダ、オーストラリア、南アフリカ、インド、ブラジル、英国、アイルランド、フランス、スウェーデン及びドイツにおける各メンバーファームの代表と、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドIFRSチームで構成されています。IIGの会合は年2回行われ、IFRSに関する専門的な問題について議論します。

IFRSニュースでは四半期ごとに、IIGのメンバーのうち一人に注目します。今回はブラジルの代表にスポットライトを当てましょう。

Octavio Zampirolo Neto、ブラジル

Octavioは、グラントソントン・ブラジルのアシュアランス(保証業務)・パートナーです。会計学と経営学の学士号を保有しており、公開及び非公開企業に会計業務を提供する専門家としての経験を20年近く有しています。その経験には、航空機や自動車の製造・組立業、コールセンター、航空会社、食品加工業者、ガス供給会社、小売業及び不動産業など、幅広い部門へのサービス提供が含まれます。

また、Octavioは、米国市場に関する資本市場取引及び監査業務にも携わっており、2006年と2007年には米国における国際監査交流プログラム (International Audit Exchange Program) (イリノイ州シカゴ)に参加しました。



その他のトピック-概要

IASBはIFRS第3号の適用後レビューを完了

IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビューを完了しました。本レビューの目的は、本基準が目的を達成しているのか、期待された通りに機能しているのか、財務報告を改善したのかを判断することにあります。

結果は、総合的にいえば、本基準における会計処理の要求事項に対する広い支持が示されるものでしたが、さらに調査研究を行ういくつかの領域が含まれていました。例えば、現在ののれんの会計処理の諸側面については、投資家の見解が分かれており、

のれんの定期償却に戻ることが好む投資家もいました。

収集した証拠を考慮して、主要な調査結果をさらに検討するための2つのプロジェクトを調査研究アジェンダに追加しました。これらのプロジェクトは、以下の論点に焦点を当てます：

- 毎年ののれんの減損テストの有効性及び複雑性
- のれんの事後の会計処理
- 事業の定義の適用における課題
- 顧客関係やブランド名などの無形資産の識別及び公正価値測定

新しい収益認識に関する移行リソース・グループが会議を開催

IASBとFASBの新収益認識基準に関する共同の移行リソース・グループ(TRG)は、引き続き作業を行っています。グラントソ

ントン英国のJake Greenがメンバーの一人でもあるTRGは、2015年7月13日に5回目となる会議を開催し、関係者が提起した8つの適用上の論点について検討しました。

欧州委員会がEUにおけるIFRSの使用について報告

欧州委員会は、2005年から欧州連合(EU)における上場企業の連結財務諸表に採用されているIFRSの適用に対する欧州委員会の規制に係る評価についての報告書を採択しました。

主要な調査結果として、IFRSが資本市場の共通の会計言語を作り出すことに成功していることが示されました。企業はおおむねIFRSの使用経験に満足しており、ほとんどの場合

に、便益がコストを上回っていました。また、投資家は主に、財務諸表の透明性及び比較可能性が向上した点についてIFRSを支持していました。

本報告書は、いくつかの領域において改善の余地を識別しています。例えば、適時性を改善し、EU法の他の側面とともに諸基準のより総体的な検討を可能にするために、EUのエンドースメント手続を強化し得ることが分かっています。

減損に関する移行リソース・グループが会議を開催

グラントソントンがメンバーである金融商品の減損に関する移行リソース・グループ(ITG)が、2015年4月22日にロンドンのIASBの事務所で開催しました。

本グループは、IFRS第9号「金融商品」(2014年)における新たな予想信用損失の要求事項を適用しているIASBの利害関係者を支援するために設置されました。本会議では、関係者が提出した8つの適用上の論点について検討されました。

IASBスタッフは、2015年6月に本議論の要約を公表しました。

ICAEWがIFRS適用から得た教訓に関する報告書を公表

イングランド・ウェールズ勅許会計士協会(ICAEW)は、欧州のIFRS適用の経験から得られる教訓に焦点を当てた報告書を公表しました。その目的は、政策立案者、規制当局、基準設定主体及びIFRSを最近適用したか又はIFRSによる報告の導入もしくは適用の拡大を検討している法域におけるその他利害関係者に対して、実務上の留意点及び提案を示すことにあります。得られた教訓には以下の事項が含まれます：

- IFRS適用の便益がコストを上回る。
- 規制市場に上場している企業は、IFRSの使用を要求されるべきであり、その他の企業は要求されるべきではない。
- IFRSに関する各国の解釈の相違は、最小限に抑えるべきである。
- 場合によっては、複雑性は避けられない。
- 各国の基準設定主体と地域団体は重要である。
- 強固な国内の執行が重要である。
- エンドースメントは正統性を支持する。

IASBは重要性に関する追加的なガイダンスの提供を目指す

IASBは、2015年第3四半期に、「開示に関する取組み」(財務報告書における情報の表示及び開示方法を改善するためのプロジェクトのポートフォリオ)の一部として、「実務記述書—財務諸表への重要性の適用」と題する公開草案を公表する計画を発表しました。本実務記述書は、基準と同等の拘束力を有するものではありませんが、経営者が情報を開示するかどうか及びその方法を検討する際に考慮すべき要因の種類を例示することを目的とするものです。

また、IASBは、IAS第1号における重要性の定義を整合させ、重要性の主要な特徴を明確化する追加のパラグラフを提供する予定です。提案された新しい文言は、ディスカッション・ペーパー「開示原則」に含まれることになります。

グラントソントン 資本市場同盟に関する EUのグリーンペーパーに 回答書を提出

EUの資本市場の調和についての提案を示した最近の「グリーンペーパー」において、欧州委員会は、規制対象外の市場に上場している中小企業に対して、EUレベルの会計基準を設けることに価値があるかどうかについて質問しました。現時点では、これらの市場においては、IFRSの使用を要求している市場もあれば、国内の会計基準を要求しているか、又は選択を認めている市場もあります。

グラントソントンは、こうした質問へ回答するにあたって、当該部門の調和に係る費用と便益の比較衡量(relative costs and benefits)を評価するためのさらなる調査が必要であると主張しました。証拠により調和が裏付けられた場合には、私どもは、調和を達成する手段として、EUレベルの会計基準よりも、IFRSの使用が好ましいと考えています。

EFRAGが公表間近のリース基準の重大な欠陥の一般レビューを要請

EFRAGは、近々公表されるリース基準の重大な欠陥の一般レビューを要請するレターをIASBに発行しました。

EFRAGは、そのレターにおいて、公表間近のリース基準の適用に際して重大な判断が必要とされ、リースの定義を含む新しい要求事項を企業が適切に理解し適用で

きない限り、考えられる解釈について議論することは多大な時間の浪費となり、それは、適用の多様性という実際のリスクにつながるとの考えを表明しています。

さらに、この一般レビューの目的は、基本原則に関する議論を再開することではなく、要求事項及びそれらの適用方法を関係者が理解できるようにすることであると示しています。

AOSSGがイスラム金融機関に関する研究を発表

アジア・オセアニア基準設定主体グループ(AOSSG)は、31の法域のイスラム金融機関(IFIs)の財務諸表に係る調査研究を完了しました。

その結果によると、調査対象となったIFIsの46%は、イスラム金融機関会計監

査機構が公表した基準ではなく、IFRSの原則を適用していることが分かりました。さらに、本結果は、以下の3つの項目を、最も頻出する相違が存在する領域として識別しました。

- ・リース会計(イジャラ)の扱い
- ・顧客の投資勘定の分類
- ・金融収益の認識及び測定

ESMAが代替的業績指標に関するガイダンスを最終化

欧州証券市場監督局(ESMA)は、上場している発行者に対して最終的な代替的業績指標(APMs)に関するESMAガイドラインを公表しました。

この最終的なガイドラインは、発行者が規制された情報とみなされる文書にAPMsを表示する際に従うべき原則を示しており、ラベル付け、計算、表示及び比較可能性について取り扱っています。よく使用されるAPMsには、EBITDA(支払利息・税金・減価償却・償却控除前利益)、フリー・キャッシュ・フロー及び基礎的純利益(underlying profit)又は基礎的純借入(underlying net-debt)が含まれます。これらのガイドラインを公表することによって、ESMAはAPMsの比較可能性、信頼性及び理解性の向上に努めています。

本ガイドラインには以下のポイントが含まれています。

- ・APMsは、財務諸表において表示される最も目的適的な金額との調整を行い、それぞれの調整項目を個々に識別して説明すべきである。
- ・APMsは、対応する過年度の比較情報を提供すべきである。
- ・APMの定義及び算定は、一定期間にわたって一貫すべきである。

本ガイドラインは、証券が規制市場で取引される発行者及び目論見書作成担当者に適用されます。

発行者がこれらのガイドラインの適用の準備に十分な時間を得られるように、本ガイドラインは2016年7月3日から発効となります。

新しい基準及びIFRIC解釈指針の発効日

以下の表は、2013年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針の一覧です。

企業は、IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に基づいて、新しい基準及び解釈指針の適用について特定の開示を行う必要があります。

2013年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IFRS第9号	金融商品(2014年)	2018年1月1日	可(広範な経過措置を適用)
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	2017年1月1日	可
IFRS for SMEs	中小企業向け国際財務報告基準の修正	2017年1月1日	可
IAS第1号	開示に関する取組み(IAS第1号「財務諸表の表示」の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第28号	投資企業・連結の例外の適用 (IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第10号及び IAS第28号	投資者とその関連会社又は共同支配企業の間での資産の売却 又は拠出(IFRS第10号及びIAS第28号の修正)	2016年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2012-2014年サイクル	2016年1月1日	可
IAS第27号	個別財務諸表における持分法(IAS第27号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第41号	農業:果実生成型植物(IAS第16号及びIAS第41号の修正)	2016年1月1日	可
IAS第16号及び IAS第38号	減価償却及び償却の許容される方法の明確化 (IAS第16号及びIAS第38号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配事業に対する持分の取得の会計処理 (IFRS第11号の修正)	2016年1月1日	可
IFRS第14号	規制繰延勘定	2016年1月1日	可
IAS第19号	確定給付制度:従業員拠出(IAS第19号の修正)	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2011-2013年サイクル	2014年7月1日	可
さまざまな基準及び指針	IFRSの年次改善2010-2012年サイクル	2014年7月1日	可
IAS第39号	デリバティブの契約更改とヘッジ会計の継続 (IAS第39号の修正)	2014年1月1日	可

2013年1月1日以降が発効日とされている新しいIFRS基準及びIFRIC解釈指針(続き)

基準名	基準又は解釈指針の正式名称	有効となる 会計年度の開始日	早期適用の可否
IAS第36号	非金融資産に係る回収可能価額の開示(IAS第36号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、IFRS第13号が適用される場合にのみ)
IFRIC第21号	賦課金	2014年1月1日	可
IFRS第10号、 IFRS第12号、 IAS第27号	投資企業(IFRS第10号、IFRS第12号及びIAS第27号の修正)	2014年1月1日	可
IAS第32号	金融資産と金融負債の相殺(IAS第32号の修正)	2014年1月1日	可(ただし、「開示—金融資産と金融負債の相殺」によって要求される開示を行う必要がある)
IFRS第10号、 IFRS第11号、 IFRS第12号	連結財務諸表、共同支配の取決め及び他の企業への関与の開示:経過措置ガイダンス (IFRS第10号、IFRS第11号及びIFRS第12号の修正)	2013年1月1日	可
さまざまな基準及び指針	年次改善2009—2011年サイクル	2013年1月1日	可
IFRS第1号	政府からの借入金(IFRS第1号の修正)	2013年1月1日	可
IFRS第7号	開示—金融資産と金融負債の相殺(IFRS第7号の修正)	2013年1月1日	言及されていない (ただし、可と推定する)
IFRIC第20号	露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト	2013年1月1日	可
IFRS第13号	公正価値測定	2013年1月1日	可
IFRS第12号	他の企業への関与の開示	2013年1月1日	可
IFRS第11号	共同支配の取決め	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IFRS第10号	連結財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第11号、IFRS第12号、IAS第27号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第28号	関連会社及び共同支配企業に対する投資	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第27号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第27号	個別財務諸表	2013年1月1日	可(ただし、IFRS第10号、IFRS第11号、IFRS第12号及びIAS第28号をすべて同時に適用する必要がある)
IAS第19号	従業員給付(2011年改訂)	2013年1月1日	可



コメント募集

右に、IASBが現在コメントを募集している文書及びそのコメント募集期限を一覧にして表示しています。グラントソントン・インターナショナル・リミテッドは、こうした各文書にコメントを提出していくことを目指しています。

現在IASBが公開中の文書

文書の種類	タイトル	コメント募集期限
公開草案	財務報告に関する概念フレームワーク	2015年10月26日
公開草案	概念フレームワークへの参照の更新	2015年10月26日
公開草案	制度改訂、縮小又は清算時の再測定／確定給付制度からの返還の利用可能性 (IAS第19号及びIFRIC第14号の修正案)	2015年10月19日



www.grantthornton.global

© Grant Thornton Taiyo LLC

この刊行物は、グラントソントン・インターナショナル・リミテッドが作成したものを太陽有限責任監査法人が翻訳したもので、内容のご理解については原文もご参照下さい。

“グラントソントン”は、保証、税務及びアドバイザリー・サービスをクライアントに提供するグラントソントンのメンバーファームのブランドで、文脈上は一つ又は複数のメンバーファームを表します。グラントソントン・インターナショナル・リミテッド (GTIL) とメンバーファームは世界的なパートナーシップ関係にはありません。GTILと各メンバーファームは別個の法人です。各種サービスはメンバーファームが独自に提供しています。GTILはその名称で一切サービスを提供しません。GTILとメンバーファームは、相互に代理せず、義務を負うこともなく、相互の作為又は不作為についての債務はありません。